

なるほどなっとく! 土地活用

Q

親が高齢になり、遺産相続について悩んでいます。預貯金、土地がありますが、相続税が心配です。

A

親御様が高齢になられると、必ず出てくるのが遺産相続の問題です。遺産相続は、一定額を超えると相続税の課税対象となります。相続税は、親族等が亡くなり財産を前の代から受け継いだ場合や、遺言によって財産を譲り受けた場合に発生する税金です。一般に、現金や預貯金は額面自体が課税評価額となりますが、不動産などは低く評価されるため、財産を現金で残さず土地などに変えたりすることを「相続税対策」といいます。



ご質問者様のように土地をお持ちであれば、空き地にアパートやマンションを建てて賃貸にすれば借家権という

権利を控除することができますし、また、相続対策の新しい方法として「家族信託」もあります。家族信託は、親御様が万が一認知症になってしまっても財産管理に困らないようにできる上、無用な相続トラブルも起こさずに済む方法です。当協議会では、土地活用や相続についてのセミナーを下記の日程で開催しますので、ぜひご参加ください!

じゅうろくプラザ 5階 小会議室1 (JR岐阜駅隣接) 岐阜市橋本町1-10-11
10:00~12:00 <開場9:40~>
◎第1部 / 10:00~11:30
◎第2部 / 11:30~12:00



土地活用 相続対策研究会 **土地活用相続対策セミナー** ※セミナーは 全回2部制です **参加無料**

第27回 8/6日 【1部】公正証書遺言書の作り方を伝えたい! 遺言内容を実に実行してもらうために
〈講師〉岐阜公証人合同役場 公証人 田邊 哲夫先生
【2部】具体的な活用事例に学ぶ土地活用実例紹介

第28回 10/22日 【1部】隣地との問題は後世に残さない! 境界の問題はいつ誰が解決するのか? そもそも境界線とは? 境界確定の方法
〈講師〉大野寛事務所 土地家屋調査士 堀 敦夫先生
【2部】空き家対策措置法の全国事例に学ぶ! 取り壊し事例と増税事例

第29回 12/9日 【1部】買ひ生前贈与のススメ! 節税対策の代表選手...生前贈与とは 子?孫?誰に贈与するのが得なのか? 相続発生後の税務調査対策を考える
〈講師〉ミッドランド税理士法人 税理士 永田文康先生
【2部】土地活用と経営を考える 大切な資産を管理する

第30回 2018年2月 【1部】相続対策の新しい方法! 家族信託の基礎知識 家族信託の仕組みを学ぶ! 誰と、どうやって契約したらいいのか?
〈講師〉ミッドランド税理士法人 税理士 永田文康先生
【2部】具体的な活用事例に学ぶ 空家をリノベーションして活用!

下記のフリーダイヤル・メールまたはFAXでお申し込み下さい! お申し込みの際は、氏名、参加人数、住所、連絡先をお願いいたします。 個人情報は、本セミナーの連絡や確認にのみ利用し、他の目的には利用いたしません。

岐阜県福祉のまちづくり推進協議会 ☎0120-337-301
しあわせづくり応援企業! FAX 0575-24-5733 ozawa@nodakensetsu.co.jp 担当:小澤
NODA グループ 〒501-3246 関市緑ヶ丘2-5-78 http://www.nodakensetsu.co.jp/